

英文表記の注意点について

1. 売買契約締結時にパスポートのコピーが必要となる理由

(1) 決済書類上の『買主』の英文氏名と『パスポート』の英文氏名は完全一致が必須！

⇒氏名の英文表記確認のために売買契約締結時にパスポートの写しのご提出をお願いします。

⇒手続き中に英文表記の相違が判明した場合は、売買契約書など多くの書類で差し替えや変更が必要となるため、決済日に間に合わない可能性がありますので、ご注意ください。

⇒パスポートの有効期限が切れている場合は、

- ① 期限切れのパスポートの写しをご提出
- ② 更新後のパスポートのご提出予定日をご通知
- ③ 更新後のパスポートの写しをご提出

※更新後のパスポートは、「売買契約締結期間の最終日」までにご提出いただく必要があります。提出までのスケジュールについては、オープンハウスの担当者へご確認下さい。

【ご参考】

間違われやすい氏名の英文表記の一例

・パスポートの英文氏名は、基本的に「ヘボン式ローマ字」で表記することになっていますが、一部「非ヘボン式ローマ字」表記が可能となっているので注意が必要です。

氏名	ヘボン式	非ヘボン式
大野(おおの)	ONO	OONO/OHNO
佐藤(さとう)	SATO	SATOU/SATOH
優子(ゆうこ)	YUKO	YUUKO
一郎(いちろう)	ICHIRO	ICHIROU

・撥音「ん」は「N」で表記しますが、「B」「M」「P」の前では「M」で表記するので注意が必要です。

(例)難波(なんば)→NAMBA

上記以外でも申請により非ヘボン式ローマ字の使用が認められるケースもあります。

その為、英文表記は、必ずパスポートで確認する必要があります。

2. 法人名の英文表記について

(1) 法人名の英語表記はよくご確認をお願いします。

⇒手続き中に英文表記の相違が判明した場合は、売買契約書など多くの書類で差し替えや変更が必要となるため、決済日に間に合わない可能性がありますので、ご注意ください。また、誤記があった場合は、海外送金時などに不具合が出ることもあります。

⇒定款で英文社名を定めている場合は、その表記でご記入ください。

定款で英文社名を定めていない場合は、社内で認められた表記であることをご確認ください。

【ご参考①】

特にご注意いただきたい英文表記の一例

① 大文字と小文字

② 「Co.,Ltd.」など利用する場合、ドット(.)やカンマ(,)などの有無

※一部米国側の書式で頭文字のみ大文字でその他は小文字表記とするものがあります。

【ご参考②】

代表者の方の肩書きの英文表記の例

- ・代表取締役社長 **President**／**President and Representative Director** など
- ・代表取締役 **Representative Director**／**CEO** など
- ・代表社員 **Representative Partner**